

議題3 基幹型地域包括支援センターについて

1 議事要旨

「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省通知）では、管内に複数のセンターがある場合には、基幹型センターの設置又は基幹型センターと同様の機能を市町村内に担当係として設置（センターからの相談等に適切に対応できる専門職を配置することが望ましい。）等が求められている。

この度、市では基幹型センターの設置から同様の機能を市担当係として設置する方針に変更する。

2 現状と課題

単独での基幹型センター設置時に、令和5年度までの2年間で各センターの後方支援の強化等を重点的に行う方針とし、取り組みを進めてきた。

各センターの体制強化が図れていることによる役割の低下に併せ、人材の固定化や人員配置継続が困難である等の課題も生じている。

3 市民サービス等に対する影響

- ・市民サービスや委託型地域包括支援センターの総合調整、後方支援に影響はない。
- ・人員配置の固定化が解消される。

この効果として、適材適所及び柔軟な人事配置が可能となることから、一定のレベルを維持したまま、継続的に委託型地域包括支援センターの総合調整、後方支援が可能となり、併せて人材育成につながる。

- ・本事業が地域支援事業交付金の対象外となる。

4 変更時期

令和6年4月1日

基幹型地域包括支援センターについて

1 目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置されており、現在、市では委託型地域包括支援センター3か所とその後方支援や総合調整を行う基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）1カ所を設置し運営している。

また、人員については、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士（以下「三職種」という。）の常勤職員の配置が定められている。

令和4年4月から、それまで直営の地域包括センターで行っていた担当圏域の業務（相談支援・介護予防支援等）を委託化し、3か所の委託地域包括支援センターの後方支援や総合調整に専念する担当圏域を持たない基幹型センターを位置付け、市全体の高齢者へのサポート体制をとってきた。特に、令和5年度末までの2年間はそれらサポートを重点的に行う方針として取り組みを進めている。

委託型地域包括支援センターについては、適切に人員配置がなされ、基幹型センターによる研修などの実施やケース支援における後方支援を行うことなどで相談支援体制の充実も図ることができている状況にある。

一方で、基幹型センターについては、委託型地域包括支援センターの体制強化を図る役割の低下に併せて、人員配置において、配置職員の固定化や更新制である主任介護支援専門員の研修受講要件を満たすことが困難となっている等の課題から三職種を継続的に配置することが困難となってきた。

現在、基幹型センターとして担っている総合調整、後方支援等の業務は、基幹型センターの有無に拘わらず市で行う業務であり、一定の専門職の配置は必要となるが、必ずしも三職種を配置しての設置運営でなくても、引き続き体制の確保は可能となる。

2 地域包括支援センターの設置運営状況

	センター名	担当圏域	設置場所	委託開始時期
直営	基幹型センター	全域	白井市本庁舎1階 高齢者福祉課内	—
委託	白井中央地域包括支援センター	白井第一小学校区 白井第二小学校区 桜台小学校区 七次台小学校区	白井市保健福祉センター1階	令和4年4月～
	白井駅前地域包括支援センター	南山小学校区 池の上小学校区	白井駅前センター1階	平成29年4月～
	西白井駅前地域包括支援センター	清水口小学校区 大山口小学校区 白井第三小学校区	西白井複合センター1階	平成29年4月～

3 基幹型センターの役割・業務

基幹型センターは高齢者福祉課地域包括ケア推進係の専門職が従事しているが、基幹型センターの有無にかかわらず、以下の業務に変更は無く、市の業務として行うことになる。

(1) 地域包括支援センターの統括業務

- ①運営協議会
- ②連絡調整会議
- ③委託管理

(2) 地域包括支援センターの後方支援

- ①地域ケア会議業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務

(3) 来庁者の介護保険申請・窓口相談受付